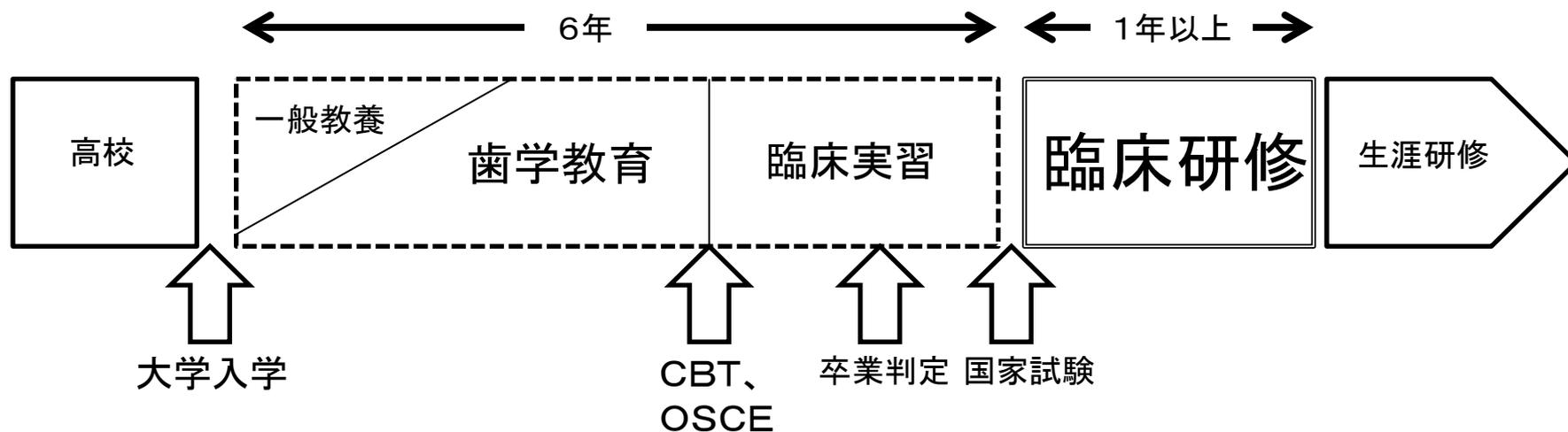
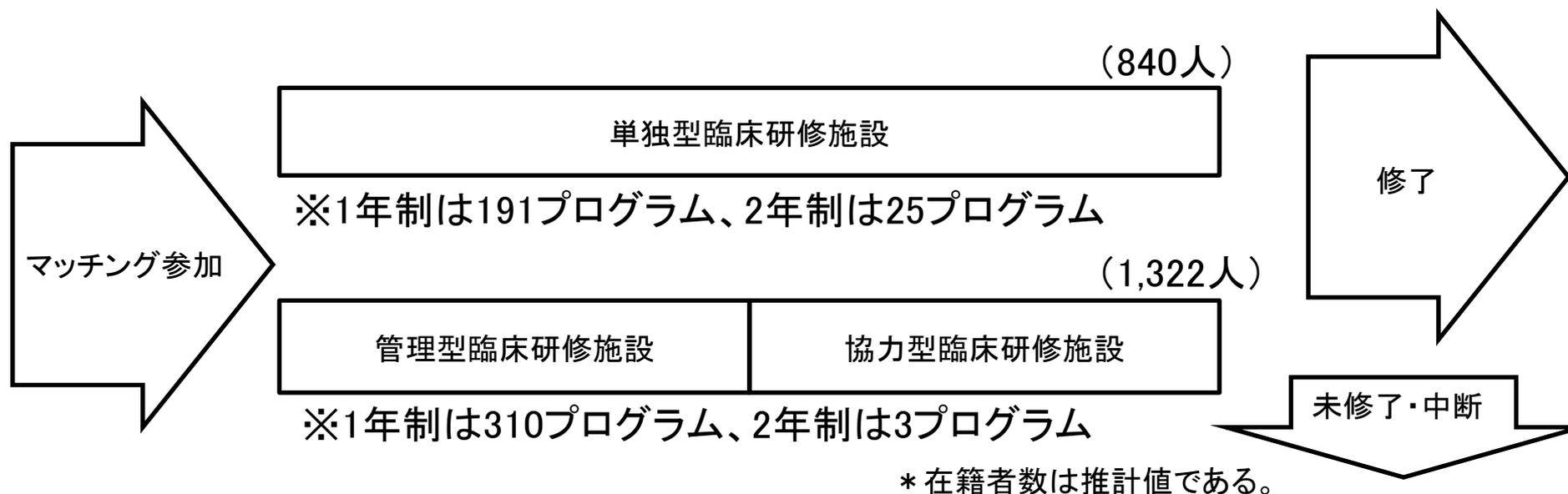


歯科医師臨床研修に関する資料

- 昭和62年 歯科医師臨床研修委託事業開始
- 平成 8年 歯科医師法改正
→努力義務として1年以上の臨床研修を法制化
- 平成12年 歯科医師法改正
→1年以上の臨床研修必修化
- 平成18年 歯科医師臨床研修必修化開始
- 平成19年 歯科医師臨床研修推進検討会設置
- 平成20年 歯科医師臨床研修推進検討会報告書
- 平成21年 歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告
- 平成23年 改正後の歯科医師臨床研修開始



歯科医師臨床研修の実績等



臨床研修施設及び臨床研修プログラムの実績について(H23)

	臨床研修 施設数	単独型プログラム		複合型プログラム	
		プログラム(件)	在籍者(数)	プログラム(件)	在籍者(数)
歯科大学付属病院	32	36	610	47	1,232
医科大学付属病院	68	47	60	17	37
指定施設(病院、診療所)	2,032	133	170	33	53
小計	2,132	216	840	97	1,322
合計	-	-	-	313	2,162

* 在籍者数は推計値である。 (歯科保健課調べ)

歯科医師臨床研修推進検討会の見直し

歯科医師臨床研修推進検討会(H19設置)の論点

- 1) 臨床研修施設の要件等
 - ①管理型施設と協力型施設の連携、支援体制の充実
 - ②協力型施設のあり方
 - ③協力型施設の並行申請数への対応
 - ④年度途中で施設要件を満たさなくなった場合の対応
- 2) 指導体制
 - ①協力型施設における研修状況の把握、評価の方策
 - ②協力型施設における指導体制
 - ③歯科診療所をグループ化した研修プログラム策定の可能性
- 2) 1) 研修歯科医への対応
 - ①研修歯科医の心理状況
 - ②適切な歯科医療技術の修得への対応
- 2) 臨床研修に係る評価
 - ①指導歯科医と研修歯科医の間での双方向性評価の導入
 - ②臨床研修の中断、未修了、再開の対応
- 3) 指針等の策定
 - ①指導ガイドラインの導入
 - ②研修管理委員会運営指針(仮称)の策定
- 4) その他
 - ①指導歯科医の資質向上策の検討
 - ②卒前教育と臨床研修の一体的な検討
 - ③いわゆる後期研修のあり方の検討
 - ④歯科医師臨床研修における地域保健・地域医療の役割

検討会報告書

臨床研修施設群方式の推進

- 新たな臨床研修施設の活用
 - ・連携型における指導体制
 - ・研修協力施設と連携型の役割について
 - ・臨床研修施設間の連携の推進
- 指定要件について
 - ・歯科衛生士等に関する要件(1名以上)
 - ・全身管理等に関する要件(入院もしくは外来)
 - ・申請様式の簡素化

研修管理委員会の充実

- 研修の進捗状況の把握等
 - ・運営指針の策定
- 並行申請への対応
- 施設側にやむを得ない事情が生じたときの対応
- 指導歯科医等の資質向上策
 - ・研修管理委員会における定期的な研修会開催
- 歯科医師臨床研修制度に対する理解の推進
- その他
 - ・歯科医師臨床研修協議会の設置
 - ・マッチングの欠員補充、アンマッチ者対応等
 - ・D-REISの充実

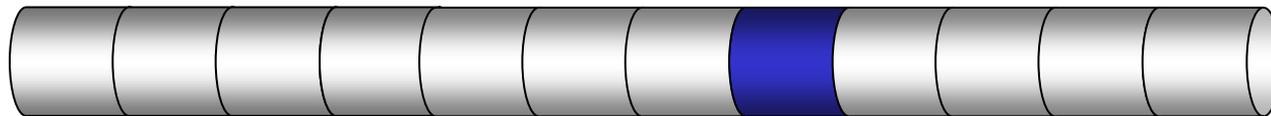
※下線部は省令通知に盛り込まれたもの

歯科医師臨床研修の研修方式(例)

(注)赤字はH23年度の
改正に伴う変更点

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

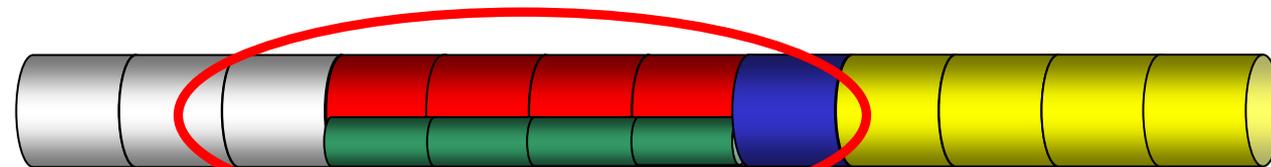
単独方式
研修プログラム



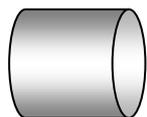
臨床研修施設群方式
研修プログラム



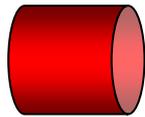
グループ研修※を取り
入れた研修プログラム



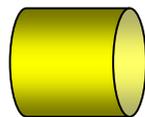
例:週4日:協力型(A病院歯科)
週1日:連携型(C診療所)



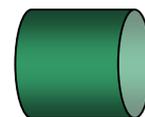
単独型／管理型
(歯科診療所)



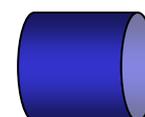
協力型
(A病院歯科)



協力型
(B診療所)



連携型
(C診療所)



研修協力施設
(保健所等)

※いわゆるグループ研修とは

○ある期間において、曜日、週又は月を単位とし、異なる施設で研修を実施

○協力型同士、あるいは協力型及び連携型によって構成

○研修を行うにあたり、研修を実施する協力型の一つが代表となって、臨床研修施設間の調整を実施

人員に関する基準

	単独型	管理型	協力型	連携型
常に勤務する歯科医師の人員基準	3名以上	2名以上	2名以上	1名以上
常勤の指導歯科医	1名以上必須			
歯科衛生士・看護師の人員基準	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医と概ね同数(歯科衛生士の配置:必須)			
研修歯科医の同時受入定員	指導歯科医数の2倍まで			
プログラム責任者の配置	義務	義務	管理型に配属	管理型に配属

施設に関する指定基準(一部抜粋)

- ・研修管理委員会の設置(単独型・管理型)
- ・入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において主治の医師との連携を図った研修が実施できること ※臨床研修施設群は、群に属するいずれかの施設で実施
- ・当該医療機関の開業歴が3年以上であること
- ・医療安全のための体制が整備されていること
- ・無床診療所が単独型・管理型臨床研修施設になる場合には、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること

歯科医師臨床研修に関する論点

【歯科医師臨床研修制度のあり方】

国民の多様化するニーズに対応できる歯科医療を提供するため、臨床実習、卒後研修、生涯研修の連続性の観点から、歯科医師臨床研修制度の在り方について、どのように考えるか。

また、歯科医師臨床研修の修業年限についてどう考えるか。

【歯科医師臨床研修のあるべき姿】

歯科医師臨床研修が歯学部7年生として形骸化しているとの指摘があるが、歯科医師臨床研修のあるべき姿についてどう考えるか。

【到達目標の見直しと症例数等】

歯科医師臨床研修の到達目標において、全身管理や医科・歯科連携等のチーム医療（多職種連携）等を強化するなど、見直しを行うことについてどのように考えるか。

また、到達目標には、より具体的な行動目標や、研修歯科医が実施すべき症例数等を加えることについてどう考えるか。

【歯科医師臨床研修の実施場所】

一定の指導体制等を確保しつつ、基本的診療能力を身につけるための症例を経験させるためには、病院歯科や歯科診療所等における研修をどのように充実させるべきと考えるか。

【受入実績の無い歯科医師臨床研修施設の位置づけ】

管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設では、緊密な連携体制のもと研修を実施する必要があるが、遠隔地等の理由により継続して受入実績の無い臨床研修施設についてどのように考えるか。

【アルバイトや大学院に関する解釈について】

アルバイトや大学院に関する考え方等において、医科と歯科医師の臨床研修で解釈が異なることについてどのように考えるか。